

## 大気汚染防止法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

大気汚染防止法により、環境センターの施設より発生する排ガス中のばい煙濃度を年 2 回以上自主測定を行うことが義務づけられています。

このたび、ストーカ炉にて平成30年度(平成31年1月31日)(2回目)に実施しました自主測定の結果を公表いたします。  
なお、測定の結果、排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

### 1 排ガス(2回目)

ストーカ炉(1号炉)

採取年月日:平成31年1月31日

項目	単位	測定結果	(1回目)	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.001未満 <sup>※1</sup>	(0.001未満)	0.15	煙突中段	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	12:25~14:27	-	-	-	

※1「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m <sup>3</sup> /h	0.063 <sup>※2</sup>	(0.21)	70	煙突中段	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:29~13:10	-	-	-	

※2「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.063」は大気排出基準値の「70」に適合しています。

窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	120 <sup>※3</sup>	(130)	250	煙突中段	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	12:00~13:00	-	-	-	

※3「窒素酸化物」濃度測定結果の「120」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	3 <sup>※4</sup>	(76)	700	煙突中段	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:29~13:10	-	-	-	

※4「塩化水素」濃度測定結果の「3」は大気排出基準値の「700」に適合しています。

ストーカ炉(2号炉)

採取年月日:平成31年1月31日

項目	単位	測定結果	(1回目)	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.001未満 <sup>※5</sup>	(0.013)	0.15	煙突中段	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	12:31~14:34	-	-	-	

※5「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m <sup>3</sup> /h	0.10 <sup>※6</sup>	(0.11)	68	煙突中段	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:34~13:15	-	-	-	

※6「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.1」は大気排出基準値の「68」に適合しています。

窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	120 <sup>※7</sup>	(130)	250	煙突中段	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	12:00~13:00	-	-	-	

※7「窒素酸化物」濃度測定結果の「120」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	14 <sup>※8</sup>	(25)	700	煙突中段	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:34~13:15	-	-	-	

※8「塩化水素」濃度測定結果の「14」は大気排出基準値の「700」に適合しています。